様式第11号(第16条関係)

住宅支援給付支給申請書（期間延長用）

|  |
| --- |
| 私は、　　　　年　　月　　日付　　第　　　号により、住宅支援給付の支給の決定を受けましたが、今後も誠実に就職活動を行うため、支給期間の延長を希望するので、必要書類を添えて、申請します。  誓約事項及び同意事項について同意します。 |
| 年　　月　　日  　　　　　出雲市長　　　様  フリガナ  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名 ㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所  生年月日　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 延長が必要な理由 |
| |  |  | | --- | --- | | 延長が必要な理由 | (例)誠実に就職活動を行ったものの、就職できず、今後も就職活動を行う必要があるため。 | |
| 誓約事項 |
| １　申請内容について偽りがあった場合、既に支給された給付の全額又は一部について返済する義務を負うこと。  ２　常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと。  　　具体的には、受給期間中、次の①から③までの活動を行うこと。  　① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。  　② 毎月4回以上、市の就労支援員等による面接等の支援を受けること。  　③　原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。  ３　申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。  〔暴力団とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕 |
| 同意事項 |
| １　申請者の個人情報が、住宅支援給付の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、出雲市役所、出雲市福祉事務所、出雲公共職業安定所及び出雲市社会福祉協議会の間で相互利用されること。  ２　本給付は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。  ３　本給付の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。  ４　本給付の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加又は支援の継続を正当な理由なく拒む場合又は求職者支援制度による職業訓練の受講申込を正当な理由なく拒んだ場合は、支給が中止されること。  ５　支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去した場合、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、申請者若しくは申請者と生計を一とする同居の親族が暴力団と判明した場合、又は申請者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給が中止されること。  ６　本給付の支給決定後、常用就職した(申請後の常用就職も含む。)ことにより、中止基準額(単身世帯の場合は84,000円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額、2人世帯の場合は172,000円、3人以上の複数世帯の場合は172,000円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額)を超える月収入が得られた場合は、支給が中止されること、また、常用就職及び就労収入の報告を怠った場合に支給を中止することができるものであること。  ７　支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産・収入・就労・居住の状況、暴力団員該当性の確認及び申請者の離職に関する確認につき、出雲市が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一とする同居の親族の雇主、その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。  また、出雲市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。 |
| 添付書類 |
| １　誠実に就職活動を行っていたことを証する書類  　　（例）職業相談確認票(様式住-6)  住宅支援給付常用就職活動状況報告書(様式住-7)　等  ２　収入・資産関係書類  　　申請者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類及び申請者等の預貯金が確認できる書類の写し |